第四十四条に次の三項を加える。

3　法第二十一条の十六の三第三項の規定により、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　自主表示対象機械器具等の種類及び型式

二　検査に用いた設計図書

三　検査の項目、内容及び判定方法

四　検査を行った年月日及び場所

五　検査に使用した設備及び測定機器

六　検査を実施した者の氏名

七　検査を行った自主表示対象機械器具等の数量

八　検査の結果

九　第一項の設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴

4　法第二十一条の十六の三第三項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から五年とする。

5　第三項に規定する検査記録は、同項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下、この項において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。なお、電磁的方法により同項の検査記録を保存する場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

第四十四条の二第一項中「別記様式第九号」を「型式ごとに別記様式第九号」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類

第四十四条の七第二号中「個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項」を「型式適合検定を第三十四条の五から第三十四条の七まで及び第三十六条」に改める。

第五十一条の八第一項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第一号の二」に改め、同項第一号ホ中「訓練の」の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「とあるのは「防災管理上」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加え、「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に、「、同条第三項中「防火管理者」とあるのは」を「、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは」に改め、「、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と」を削り、「とあるのは「令第四十六条」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加える。

第五十一条の九中「第四条の規定」を「第三条の二の規定」に改め、同条後段を削る。

第五十一条の十一の見出しを「（建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画）」に改め、同条中「第四条の二の規定」を「第四条の規定」に、「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項」を「建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成又は変更」に、「第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第五号」を「第四条第一項柱書き中「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、「防火対象物の位置」とあるのは「建築物その他の工作物の位置」と、「防火対象物の管理」とあるのは「建築物その他の工作物の管理」と、同項第一号、第二号、第六号及び第七号中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同項第二号及び第三号中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第三号中「消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物」とあるのは「避難の訓練その他建築物その他の工作物」と、同項第四号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と」を「同項第七号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と」に、「第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を「第六項中「第八条の二第一項に規定する防火対象物」とあるのは「第三十六条第一項に規定する建築物その他の工作物」と、「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と」に改め、同条を第五十一条の十一の二とし、第五十一条の十の次に次の一条を加える。

（統括防災管理者の資格を有する者であるための要件）

第五十一条の十一　第三条の三の規定は、令第四十八条の二の総務省令で定める要件について準用する。この場合において、第三条の三中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と読み替えるものとする。

第五十一条の十一の二の次に次の一条を加える。

（統括防災管理者の選任又は解任の届出）

第五十一条の十一の三　第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第四項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

第五十一条の十二第一項第二号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に、「第八条の二第二項」を「第八条の二第四項」に改める。

第五十一条の十四第一号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に改める。

第五十一条の十五中「第四条の二の七第一項第一号中」を「第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中」に、「、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と」を「、同条第三項第二号中「法第八条の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と」に改める。

第五十一条の十七中「、同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と」を「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第二項第一号中「法第八条の二の三第四項第一号」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第四項第一号」と、同項第二号中「法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」と」に改める。

第五十一条の十八中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同条第三項第二号中「（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名）」を削る。

第五十一条の十九中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第二項第二号中「（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名）」を削る。